



教育資金、結婚・子育て資金の贈与

令和3年の税制改正で改正された次の2点について説明いたします。

(1)「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合」

直系尊属が教育資金として資金を一括贈与する場合に下記の条件を満たしていれば、受贈者1人につき、1,500万円まで特別に非課税枠が設けられます。

【条件】

- ・受贈者が30歳未満である者。
- ・教育資金口座の開設等をする。
- ・平成25年4月1日から令和5年3月31日の間に資産を拠出している。
- ・金融機関等との一定の契約に基づき、一定の方法で贈与しなければならない。
- ・教育資金非課税申告書を提出する。(金融機関等を通じて提出)

当制度で非課税になった教育資金は、次に挙げる3つの点に注意をしなければ贈与税や相続税の申告対象となってしまいます。

なお、教育資金とは入学金や学習塾、習い事などのために支払う金銭を言います。

①教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払い

教育資金の支払の事実がわかる領収書などの書類等を金融機関等の営業所等に一定の提出期限内に提出する必要があります。当提出期限内に書類の提出がされなかった場合には当該支払額は贈与となり、贈与税の申告対象になります。



②契約期間中に贈与者が死亡した場合

契約期間中に贈与者が死亡した場合には、贈与者が死亡した旨を金融機関等の営業所等へ届け出る必要があります。管理残額が相続等によって取得したものとみなされます。なお、受贈者が23歳未満であるとき、学校などに在籍している場合には、相続等によって取得したとはみなされません。

また、令和3年の税制改正において、当該方法で相続した管理残額に対する相続税も2割加算の対象となりましたので、受贈者が孫などの場合には相続税額の2割に相当する金額が加算されることになりました。

③教育資金口座に係る契約が終了した場合

教育資金口座に係る契約が終了した場合に、非課税拠出額から教育資金支出額及び管理残額を控除した残額があれば贈与された資産として扱うため、金額によっては(基礎控除額は110万円)贈与税の申告を行わなければなりません。

(2)「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合」

直系尊属が結婚・子育て資金として資金を一括贈与する場合に下記の条件を満たしていれば、受贈者1人につき、1,000万円まで特別に非課税枠が設けられます。

【条件】

- ・受贈者が20歳以上50歳未満である。(民法改正に伴い、令和4年4月1日からは年齢制限が18歳以上50歳未満となります。)
- ・結婚・子育て資金口座の開設等をする。
- ・平成27年4月1日から令和5年3月31日の間に資産を拠出している。
- ・金融機関等との一定の契約に基づき、一定の方法で贈与しなければならない。
- ・結婚・子育て資金非課税申告書を提出する。(金融機関等を通じて提出)

なお、結婚・子育て資金とは挙式費用や家賃、新居費用、不妊治療費、分娩費用、子供の保育料などのために支払う金銭を言います。

当制度の利用上の注意点は(1)の①～③に記述した内容とおおよそ同じになっています。ただし、②の贈与者が死亡した場合において、教育資金では「一定の条件下では管理残額が相続等により取得したとみなされない」という規定がありました。結婚・子育て資金では、そういった規定がないので管理残額が全額相続等により取得したとみなされる点には注意が必要です。

(担当 新宿事務所 小川将典)



配当金に係る源泉所得税の問題

親会社と子会社の出資関係が100%である、子会社のことを完全子法人と呼びます。

完全子法人から親法人が受け取る配当等について源泉所得税の還付額及び還付加算金が多額になっているため会計検査院が財務省に制度の見直しを求めているという話があり、近年見直しがあると思われます。

会計検査院の調査によると2017年～2019年度の間に完全子法人株式等にかかる配当を受け取った親会社のうち実際に支払われた還付金は合計で約8,898億円となっております。問題はこの還付金だけでなく還付加算金として3.6億円が支払われたと報告しております。

法人は株主へ配当金を支払う際に、配当金の一部より源泉所得税を徴収して差額を株主へ配当します。受け取った個人株主は自身の申告では所得税の前払いとして取り扱いをしております。受け取った株主が法人の場合は自身の法人税に充当しております。

親法人側では完全子法人からの配当金は原則、受取配当等の益金不算入制度があり、その配当等の全額が

益金から除かれる税務調整を行います。完全子法人からの配当金は税金計算上所得0円となり法人税が課税されません。

受け取った親法人が完全子法人から得た配当金を除いた所得が赤字決算(又は繰越欠損金を使用して所得0円)の場合、完全子法人からの配当金に係る源泉所得税はまるまる親法人へ還付されます。併せて還付加算金という利息も受け取ることが出来ます。還付金額が大きくなると還付加算額も大きくなります。還付加算金の原資は税金です。税金が一部の大法人の収益に利用されていることが明らかになっています。

会計検査院はこのような配当金に所得税の源泉徴収を行わなければ、多額の「還付金」や「還付加算金」が発生しないとして、源泉徴収制度の改善を求めています。

改善されれば支払子法人側の源泉徴収の手間もなくなり、税務署側の還付の事務手続きもなくなり、不当な利益を得る親法人の排除にもつながります。

(担当 芝事務所：山本 修)

年末年始の予定

当社株主総会

12月16日は当社の株主総会を致しますので、当日の16時以降、事務所へのお問合せ連絡はつながりません。

昨年の8月より、川島経営が新体制になりまして決算期としては実質1期を終えました。この一年を振り返りますと、皆様の温かいご支援、ご協力あって本当に救われてばかりの一年だったと思います。おかげさまで今年も無事年越しを迎えられそうです。

年末年始お休みのご連絡

今年は令和3年12月30日(木)から令和3年1月4日(火)まで年末年始のお休みといたします。年始は令和4年1月5日(水)より通常どおり業務をいたします。
(担当 芝事務所：山本 修)